

火取法規則改正 (貯蔵中心に)

令和6年3月29日改正 4月29日施行

火取法施行規則（貯蔵上の取扱い）第21条1項4号

改正前

火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「**搬出入装置**」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

改正後

火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び第四条第一項第二十七号の運搬車を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

例示基準なし

火取法施行規則（貯蔵上の取扱い）第21条 1項4号の2（新設）

改正前

改正後

新設

電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合には、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該加工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

例示基準なし

消費は2022年1月改正済。電気雷管運搬の際、電波を発する機器は携行禁止16条（庫外）で引用

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1項5号

改正前

火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、**搬出入装置**を有する火薬庫については、この限りでない。

改正後

火薬庫内に入る場合にあっては、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、火薬類が摩擦により爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りではない。

例示基準なし

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1項6号

改正前

火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。

改正後

火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし、火薬又は爆薬に直接触れない作業であって、ファイバ板箱その他の安全に当該作業をすることができる場合については、この限りではない。

例示基準なし

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1項7号

改正前

火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、**最高最低寒暖計**を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

改正後

火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、**最高の温度及び最低の温度を計測し、夏季又は冬季における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。**

例示基準なし

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1 項8号

改正前

火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあっては四メートル以下）とすること。

改正後

火薬類を収納した容器包装は、通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合には、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りではない。

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1項8号 例示基準

火薬類を収納した容器包装が通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。

- 1.火薬類を収納した容器包装を火薬庫の**内壁から30cm以上離す**こと。
- 2.火薬類を収納した容器包装が床面に直に触れないようにするため、次のいずれかを火薬庫の床面に設置すること。

イ **枕木**

ロ **すのこ** (木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの)

ハ **パレット** (木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの)

ニ 置台 (木製若しくは樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの、又は金属製で、金属製器具等が衝突しても火花が発生しないように塗装、コーティング等の処理が施されているもの)

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1項8号の2

改正前

改正後

新設

火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。

火薬類を収納した容器包装を、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。

1.荷崩れによる落下を防ぐため、**平積み**とすること

2.安全に搬出入するため、次のいずれかによること

イ 積む高さは**1.8m以下**とすること

ロ チェーンブロック、天井クレーン、ローラーコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造にあっては、積む**高さは4m以下**とすること。

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1項9号

改正前

火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

改正後

火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあつては、この限りではない。

例示基準なし

火取法施行規則(貯蔵上の取扱い) 第21条 1 項14号

改正前

火薬庫に設置してある警鳴装置については、**常に**その機能を点検し、作動するよう維持すること。

改正後

火薬庫に設置してある警鳴装置については、**定期的**にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

定期的に機能を点検し、作動するよう維持することとは、
日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項
3.4.3 自動警報装置の管理に関する基準に適合する方法で管
理することとする。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項5号

改正前

窓を設ける場合には、地盤面から**1.7メートル以上**の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10センチメートル以下の間隔で直径1センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。

改正後

火薬庫に窓を設ける場合には、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

窓に講ずる直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置とは、内方の窓に不透明なものを使用するか、日射調整フィルムを貼ることとする。

窓に講ずる盗難及び火災を防止するための措置とは次の基準によるものとする。

1. 地盤面から**1.7m以上**の高さとする事。
2. 10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込む事。
3. 外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備える事。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項6号

改正前

搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

改正後

火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りではない。

床に講ずる地盤面からの湿気を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 床と地盤面の間に空間を設け、床の高さは地盤面から30cm以上とし、2個以上の適切な数の通気孔を設ける。
この場合、通気孔には金網を張り、幅20cm以上の通気孔には、直径1cm以上の鉄棒を約5cm間隔ではめ込むとともに、小動物の侵入**防止**に配慮すること。
2. 床と地盤面の間に、地盤面からの湿気を防ぐことのできる**防湿フィルム**を敷設すること。
3. 床面に、地盤面からの湿気を防ぐことができる**防湿塗料**を塗布すること。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項7号

改正前

搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

改正後

火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りではない。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫) 第24条 1 項7号 例示基準

内面に使用する火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による摩擦を緩和する建築材料とは、**木板**とする。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項7号の2

改正前

改正後

新設

火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

例示基準なし

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項8号

改正前

換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるよう両つまに各一個以上を設けること。

改正後

火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するように換気孔を適切に設置することとは、火薬庫の大きさに応じ、天井に1個以上の換気孔を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両妻に各1個以上の換気孔を設けることとする。

※施行規則第24条の2により本例示基準を準用する場合は、「天井裏から外部に通ずるように両妻に各1個以上の換気孔を設けること」は適用しない。

施行規則第24条第8号に規定する換気孔に講ずる盗難を防止するための措置とは、金網を張ることとする。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項9号

改正前

火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

改正後

火薬庫に暖房設備を設ける場合にあっては、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫) 第24条 1 項9号 例示基準

暖房設備により火薬類が爆発し、発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。1. 火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1MPa以下とする。）による放熱体を火薬庫内に設置すること。この場合において、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。2. 火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を火薬庫内に送り込むこと。この場合において、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。3. 火薬類が飛散するおそれがない火薬庫で**エアコンディショナー**を設置する場合には、エアコンディショナーの室内機の吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、火薬庫の内面にはエアコンディショナーの室内機の電気配線を表さないこと。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項10号

改正前

火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

改正後

火薬庫内に照明設備を設ける場合にあっては、照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。

照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置とは次の基準によるものとする。

1. **防爆式**の電灯を用いること。
2. 配線は、**金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブル**を使用するケーブル工事等によること。
3. 自動遮断器又は開閉器は、火薬庫外にもうけること。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項11号

改正前

小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

改正後

火薬庫の屋根の外面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあっては、爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫) 第24条 1 項11号 例示基準

屋根の外面に使用する火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質とは、次のいずれかとする。

1. 金属板
2. スレート板
3. 瓦

※施行規則第27条第1項（三級）により本例示基準を準用する場合は、本例示基準によるほか、次の基準のいずれかによるものとする。

- ・鉄鋼セメントモルタル

小屋組を設ける場合に使用する爆発の際軽量の飛散物となる建築材料とは、木材とする。 ※施行規則第26条第1項（二級）により本例示基準を準用する場合は、「木材」とあるのは「木材又は軽量形鋼」と読み替えるものとする。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備) 第24条 1項14号

改正前

火薬庫には、その境界に沿い幅2メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

改正後

火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

火取法施行規則(地上式一級火薬庫) 第24条 1項14号 例示基準

防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置とは、次の基準によるものとする。

1. 火薬庫の境界の外側に幅 2 m以上の防火のための空地を設けること。
2. 火薬庫付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。

火取法施行規則(実包火薬庫の位置、構造及び設備) 第27条の4 1項3号

改正前

火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。

改正後

削除

例示基準なし

火取法施行規則(煙火火薬庫の位置、構造及び設備) 第28条1項2号

改正前

火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては20センチメートル以上とすること。

改正後

火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ10センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては**19**センチメートル以上とすること。

例示基準なし